

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷9丁目30-10

氏名 日本衛生株式会社

代表取締役 澤谷 美佐子

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

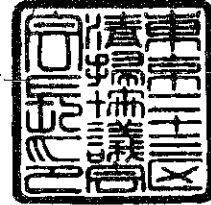
令和7年7月29日

足立区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、医療廃棄物 |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別 | 処分（最終処分を除く。） |
| 3 | 処分の方法 | 焼却 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 | 焼却施設、1基、足立区入谷九丁目30番10号、11.4t/日 |
| 5 | 処分先 | 区長の指定する処理施設 |
| 6 | 許可期間 | 令和7年8月1日 から
令和9年7月31日 まで |
| 7 | 許可の条件 | 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
二 ①不燃・焼却不適ごみの分別を徹底し、大気汚染防止に努めること。
②脱臭装置は随時及び定期に点検し、整備を実施し、その性能の維持を図り悪臭の発散防止に努めること。
三 受け入れる廃棄物は、東京23区内で生じる一般廃棄物に限ること。
四 医療廃棄物は、汚染物、血液等が付着した紙くず、繊維くずに限ること。 |

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。